

# 交通安全情報

—1月号—

令和8年1月7日  
警視庁交通規制課

## 作業帯の設置・撤収時は細心の注意を！

### 【事故の状況】

路上工事が終了し、作業帯を撤収するにあたり、作業員が資材を運搬する際に作業帯外側を通行したことから、車道を行っていた車両と運搬していた資材が接触、車両の側面が損傷したものです。



### 【事故防止対策】

- ① 作業帯の設置・撤収時は、必ず交通誘導員を配置し、交通誘導員が自ら設置・撤収作業を行わないでください。
- ② 作業帯周辺を通行する際は、歩道側を通行してください。
- ③ 原則として、交通流の下流から上流に向けて作業帯の撤収を行ってください。

## 令和7年中の路上工事現場における人身事故発生状況

### 【主な事故の発生状況】

		令和7年中	令和6年中	昨年比
件数等	発生件数	11	19	-8
	死者数	0	2	-2
	負傷者数	12	19	-7
死傷者内訳	誘導員	4 (0)	4 (2)	0
	作業員	2	3	-1
	運転者等	1	6	-5
	歩行者	1	5	-4
	自転車	4	3	1
	合計	12 (0)	21 (2)	-9

※ ( ) 内は死者数を内数で表す。

- 歩道の切り下げ工事の施工場所において、未施工部分を仮復旧する際に、砂を使用して仮復旧したことから、自転車がハンドルを取られて転倒。【4月号掲載】
- 生コン打設作業時、コンクリートポンプ車のブームが歩行者に接触。【6月号掲載】
- 作業帯図と現場の作業帯が異なっており、同作業帯脇を通過した乗用車と自転車が出会い頭に衝突。【7月号掲載】
- バリケードによる作業帯が一部欠略しており、作業員が標識車から降りた際に作業帯外の車道に出てしまい、進行してきたバスと衝突。【8月号掲載】
- 交通誘導員が、片側交互通行のため車両を停止させる際に、車両から目を離れたところ、同車両と接触。【10月号掲載】



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

